

# なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

## 第10回総会のご案内

2012年度は適格消費者団体として、(株)渡辺住研（不動産賃貸業社）と(株)MR（探偵社）の2件の訴訟を行いました。それぞれ、入居者規約及び賃貸借重要事項説明書における不当条項、調査委任契約書及び重要事項説明書の解約に関する条項の使用差止を求め、いずれも和解することができました。2013年度も消費者被害の未然、拡大防止に向けた活動に取り組んでいきます。

なお本年も下記日程で、埼玉消費者被害をなくす会定款第20条に基づき、第10回総会を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

1. 日時：2013年6月26日（水） 10:30～11:20
2. 会場：浦和コミュニティセンター 第13集会室（浦和パルコ10階）
3. 議題：

第1号議案	2012年度事業報告ならびに会計収支決算承認の件 監査報告
第2号議案	定款改定の件
第3号議案	役員一部選任の件
報告	第1回理事会報告 2013年度事業計画と会計収支予算 活動委員会の活動報告 活動委員紹介

### 正会員の皆様へのご案内

正会員の皆様には、6月中旬頃、別途ご案内状と議案書ならびに出欠届をお送りします。出欠ならびに、欠席の場合は書面議決書または委任状を返送くださいますようお願いいたします。

### 賛助会員の皆様へのご案内

賛助会員の皆様には、議案書をお送りします。総会の傍聴をご希望の方は、事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

### 記念講演のお知らせ

適格消費者団体はなくす会を含め全国で11団体となり、それぞれ差止請求の活動等を行い、訴訟に至らない申入れ段階でも規約が改定されたなど、新聞報道などで公表されていない『成果』も蓄積されてきました。一方で裁判において適格消費者団体の請求内容が認められないケースもあります。今回の記念講演は、賃貸借契約関係以外での解約損料に焦点を絞り各適格消費者団体に情報提供のご協力をいただき、差止請求訴訟による具体的な成果・今後の課題等について考えます。ぜひご参加ください。

日時：6月26日（水）11:30～12:30（総会に続き、同会場で開催）

講演内容：「適格消費者団体の主な取り組み・成果・訴訟の争点など」（仮題）

講師：弁護士：なくす会検討委員（予定）



★ 集团的消費者被害回復訴訟制度についての動き ～消費者庁資料より～ ★

4月16日、消費者の財産被害を、適格消費者団体が代わって回復する訴訟ができるようにする「消費者被害集団回復特例法案」が国会に提出されました。

**概要** 一段階目の手続き：共通義務確認訴訟

- 数十人以上の消費者に共通した原因で財産被害が発生
- 特定適格消費者団体（※）が訴訟を提起
- 事業者の支払い義務についての判決
- 和解、勝訴の場合二段目の手続きへ

二段階目の手続き：個別の消費者の債権確定手続き

- 特定適格消費者団体が消費者への加入を呼びかけ（書面等による個別の通知、インターネット等による公告）
- ※通知、公告費用は特定適格消費者団体が負担
- 消費者が加入を届け出
- 簡易な手続きで審査
- 各個人への損害賠償額を決定
- 被害消費者への支払い



（※）＝特定適格消費者団体＝適格消費者団体（現在全国 11 団体）から、新たな認定要件を満たす者を内閣総理大臣が認定。

**新たな認定要件**

- \* 差止関係業務を相当期間継続して適正に行っている
- \* 弁護士を理事として選任
- \* 費用・報酬等の額又は算定方法が消費者に利益の擁護の見地から不当なものではない 等

**責務規定・行為規範**

- \* 濫訴などの禁止
- \* 弁護士に追行させる義務
- \* 個人情報 の適正な管理
- \* 財産上の利益の受領禁止
- \* 内閣総理大臣による監督の対象 等

**対象となる事案**

対象事例の類型	これまでの裁判で問題となった事例	
契約上の債務の履行の請求	【ゴルフ会員権の預かり金返還】理事会の決議により据置き期間が延長されたとして返還を拒絶された	当該延長に同意していないとして、預かり金の返還を請求
不当利益に係る請求	【学納金返還】入学を辞退し、前払授業料の返還を求めたが、不返還特約を理由に拒絶された	不返還特約が無効であるとして前払授業料の返還を請求
	【布団のモニター商法】毎月のモニター料が月々の代金支払い額よりも多く支払われると勧誘されて布団を購入した	商品購入契約が無効であるとして購入代金の返還を請求
契約上の債務の不履行による損害賠償の請求 瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求	【マンションの耐震基準】マンションの分譲を受けたが、当該マンションが耐震基準を満たしていない	販売会社に対し、修理費用等の損害賠償を請求
不法行為に基づく損害賠償の請求	【未公開株取引】経営実態の不明な会社の未公開株について、無登録業者から購入	購入代金等の損害賠償を請求

**訴えられない損害**

- ◆いわゆる拡大損害（消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失・損傷したことによる損失）
- ◆逸失利益（消費者契約の目的となるものの提供があれば得るはずだった利益を損失した損害）
- ◆人身損害（人の生命または身体を害されたことによる損害）
- ◆慰謝料（精神上の苦痛を受けたことによる損害）



# 申入れ活動報告 (2013年4月~5月)

## 申入れ

㈱全国メンタル ケアセンター (医療搬送事業者)	2013年3月、改善する予定である旨の連絡がありました。進捗状況を問い合わせたところ、事業内容を見直し中であるとの回答でした。見直し後の事業内容、契約書の送付を待って検討する予定です。
熊谷美容外科	一旦は改善された広告が改善前の表記に戻るおそれもあることから、2013年4月12日に書面による事前の差止請求を行ないました。指摘した部分についてはすべて修正するとの回答と改善された広告を確認しました。
住宅管理事業者	契約更新時の敷金補充、原状回復等に関する規約の不当条項の使用差止め、修正を求めた申入れの後、面談を含め数回のやり取りを行なってきました。4月24日に修正後の契約書を受領しました。
インターネット ゲームサイト運営 事業者	2012年12月10日に、ゲームサイトの仮想通貨変更に関し不当と思われる規約の修正を求め、問合せ兼申入れを行ないましたが、修正の必要はないとの回答でした。今後について検討しています。
インターネット メディア事業者	2013年1月7日に、未成年を理由とした取り消しができないなどの条項について、申入れを行ないましたが、同条項の修正は必要ないとする旨の回答があったため、さらに検討を進めています。

## 問合せ等

互助会	京都の適格消費者団体による、他の互助会への差止請求訴訟の判決を受け、4月22日、規約の改定の素案を受領しました。「再問合わせ」を検討しています。
大学学生寮	2013年2月5日に、大学寮の入館契約書の不当条項と見られる点について問合せ兼申入れを行い、契約書改定時期の9月を目処に検討するとの回答でした。
決済代行業者	2013年4月26日に、決済代行契約に関する利用者との間の取り決めについて、再度問合せを行いました。
ゲームメーカー	消費者と事業者のやり取りの内容など、例外なく公開、掲載する行為を禁止する利用規約についての問合せに対する回答について、検討を進めています。
CD等レンタル	2013年4月1日に、故障などの不具合に関して責任を負いかねるという条項について、申入れを行なったところ、改定についても検討予定との回答がありました。

- ◇ 埼玉消費者被害をなくす会は「解約料が不当に高い」「消費者に不利な契約書や利用規約が使われている」等の被害事例について、具体的な事業者名を含めて日常的に情報提供をお願いしています。



# 活動委員会の主な活動 (2012年6月~2013年4月)



## 【広告改善要望活動】

景品表示法違反にこだわらず、消費者に誤解を与えやすい新聞折込広告の表示について、改善要望に力を入れて活動しました。5事業者に対し改善要望や問合せなどを行ない、うち、3事業者は早期に対応いただき、より消費者に見やすく、わかりやすい表示へ改善されました！

事業者名	要望した内容	結果
A 化粧品	① 事実と異なる写真を使用しない ② 注釈をわかりやすく表記 他2点	改善 (2012年6月)
B フィットネス事業者	① 永久割引中という表現を使用しない ② キャンペーン期間中のみ割引されているかのような料金設定、表記をしない ③ 止むを得ない場合の退会について	改善 *利用規約も改定されました (2013年11月)
C フィットネス運営会社	上記Bの事業者を運営する会社 系列の他店舗の広告も同様の表記にする	改善 (2013年4月)
D 飲料販売会社	① 表示された購入価格になるための条件注記の文字を大きく ② 税込と税別表記混在の改善	未改善
E 通信販売事業者	① 有効期限がいつまでなのかわかりやすく表記 ② 誇大な表現を用いない ③ 価格がどの商品のものわかりやすく表記	要望活動継続中

## 【その他の活動】

- ◆ 調査活動①・・・『消費者被害アンケート・めやすばこ《インターネットトラブル編》』会員団体の催し物での対面調査を行ないました。他、会員団体などに配布し、1000枚以上回収。
- ◆ 調査活動②・・・埼玉県市町村における消費生活関連事業調査について、63全市町村から回答を得ることができました。回答の入力作業の一部を活動委員が行ないました。
- ◆ 調査活動③・・・大手新聞6社に対し、新聞本紙における広告の審査体制などについての調査を行ない、5社から回答がありました。
- ◆ 学習会・・・消費者力アップ学習会として、3回開催しました。内容やタイトルなどについて意見を出し合い、当日の運営を担当しました。
- ◆ 第48回消費者大会の実行委員として参加し、消費者問題の分科会の運営に携わりました。

### なくす会 この間の活動

理事会・検討委員会：第5回 3/22  
第6回 5/22  
活動委員会：第9回 4/16、第10回 5/15

### ★消費者大会 実行委員会より★

第2回プレ学習会（食に関する学習会の予定）  
日時：7月18日（木）10時～12時  
会場：浦和コミュニティセンター第15集会室

- \* 商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！
  - ◆ 埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） TEL048-261-0999
  - ◆ 全国共通 消費者ホットライン TEL0570-064-370（ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを）
- \* 皆様からの情報提供が消費者被害防止につながります！疑問に感じる約款や契約内容、広告のコピー、被害の状況などを「なくす会」までお寄せください！ TEL048-844-8971